

機関番号：14601

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20530887

研究課題名 (和文) 国連・障害者権利条約教育条項の実施過程に関する比較教育的検討

研究課題名 (英文) A comparative study on implementation process of the education provision (article 24) in the Convention on the Rights of Persons with Disabilities.

研究代表者

玉村 公二彦 (TAMAMURA KUNIHICO)

奈良教育大学・教育学部・教授

研究者番号：00207234

研究成果の概要 (和文)：

当該の研究期間内に障害者権利条約を批准した国はおおよそ 100 カ国となった。障害者権利条約の第 24 条は、教育の条項であり、障害のある子どもを含めたすべての子どものためのインクルーシブ教育を発展させることを求めている。本研究では、権利条約の批准を念頭において、アメリカ、イギリスやオーストラリアにおける教育システム検討した。

アメリカは、障害者権利条約を批准してはいないが、障害のあるアメリカ人法の下で、インクルージョンの多様な形態を教育条件の整備をともなって実施しており、また、高等教育等においては「合理的配慮」と同時に、「自己権利擁護」への支援が特徴として捉えられた。イギリスは、障害者差別禁止法のもとで特別ニーズ教育を進展させてきたが、2009 年に障害者権利条約を批准したが、一般教育システムに特別教育を含むと解釈し、特別学校の位置づけをおこなっている点が特徴であった。オーストラリアも、イギリス同様障害者差別禁止法を制定していたが、障害者権利条約の批准にあたって、障害者差別禁止法を改定するとともに、2005 年に「教育に関する障害基準」を制定し、「合理的調整 (reasonable adjustment)」をインクルーシブ教育の中で具体化していた。

日本での権利条約批准の視点として、差別の禁止の観点から学校教育における「合理的配慮」の具体化、特別ニーズ教育の実践などが重要視されよう。また、障害者権利条約の「非差別」の理解との関係で、特別学校や特別教育のシステムをどのように位置づけるのかという課題が残された。

研究成果の概要 (英文)：

By the end of this study period, almost one hundred countries have ratified the Convention on the Rights of Persons with Disabilities (CRPD). The Article 24, as a education provision, requires the development of inclusive education for all children including children with disability. This study aims to examine the education system in the USA, the UK and Australia, for the ratification of CRPD.

In the USA which does not ratify the CRPD, there are some inclusive education systems with reasonable accommodation and support for developing self-advocacy skills under the Americans with Disability Act. The UK, which has been developing special needs education under the Disability Discrimination Act (DDA), ratified the CRPD on June 8, 2009. The UK declared that the general education system in the United Kingdom includes mainstream schools and special schools, which the UK Government understands is allowed under the Convention. In Australia, while the Disability Discrimination Act (DDA) has been implemented since 1982, the education standard was established on 2005, and the Disability Discrimination and Other Human Rights Legislation Amendment Act 2009 enacted on 2009 for revising the DDA. In the Australia education system, the standard under the revised DDA provides more reasonable adjustments for inclusion.

In order to ratify the CPRD by Japanese government, from the view points of non-discrimination special needs education is needed with enriching more reasonable accommodation in school education. Considering the non-discrimination principle in the CPRD the special school education and special needs education should be reconsidered with new roles.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	2,700,000	810,000	3,510,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・特別支援教育

キーワード：インクルーシブ教育、合理的配慮、比較教育学、特別ニーズ教育、特別支援教育、障害者権利条約、第24条(教育条項)、障害者差別禁止

1. 研究開始当初の背景

本研究に至る背景と経過の第一段階は、本研究の前提となる研究の段階であり、1990年代、国連、アメリカ合衆国、オーストラリア、イギリスなどの障害者法制について資料収集と個別分析を進めたことである。具体的には、『1990年アメリカ障害者法』制定の背景と特徴(1991)、「障害者サービスの展開と雇用・生活上の障害者差別の撤廃-オーストラリアにおける『1992年障害者差別禁止法』の制定を中心に-」(1993)、「イギリスにおける障害者差別禁止法制への模索」(1994)などとして発表してきた。さらに、2000年代に入って、ヨーロッパ障害者年(2003年)、新アジア・太平洋障害者の10年(2003-2012年)など通して国際的に障害者施策の策定・向上が推進された。これらの国際的な障害者法制と障害者施策の動向を「障害者差別禁止法制の国際的動向-障害者法制の三つの類型」(2000年)、「障害者法制における障害者差別禁止法の位置と役割」(2004年)として論究してきた。第一段階では、障害者法制の特徴として、単独の障害者差別禁止法の成立経過を示し、その概要の紹介を行い、国際的な障害者問題への法的アプローチの特徴を捉えることができた。第二段階として、21世紀に入り、国連における障害者権利条約の審議過程に即して、それぞれ重要な項目の分析を行ってきたことである。国連・障害者権利条約における「合理的配慮」規定の背景となった各国障害者差別禁止法における「合理的配慮」の概念、「合理的配慮」の内容を含み込ませた教育条項の検討などである。国連における障害者権利条約の審議の時々の報告も含めて、研究成果として、「国連・障害者権利条約草案における教育条項の形成と審議経過」(2005年)、「国連・障害者権利条約における「合理的配慮」規定の推移とその性格」(2006年)として発

表してきた。第二段階では、国際的な障害者法制の検討を踏まえて、国連の障害者権利条約の審議過程を検討してきたことが特徴である。国連の障害者権利条約の審議は、各国の考え方の異同や合意点を明確にするという点で、比較分析の貴重な素材となっている。本研究では、これまでの各国障害者法制と国連・障害者権利条約の全般的な検討をより発展させ、それを教育に焦点化させ、より詳細かつ発展的に検討を深めるものとする。障害者権利条約の今日的到達は、各国の批准に焦点が移ってきており、各国の国内的な制度整備との整合性が問われる段階に入ってきている。特に、教育制度・政策との関係では障害者権利条約の教育条項の内容と各国の特別ニーズ教育の方針とその内容、さらに発展方向との整合性が吟味される必要があった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、第61回国連総会において採択された障害者権利条約における教育条項(第24条)を中心として、その成立過程及び実施準備過程を、各国の特別ニーズ教育の到達状況及び進捗状況を踏まえ、比較教育的に検討することにある。障害者権利条約教育条項では、とりわけ「インクルーシブ教育」が強調されており、国連を中心とする国際機関(ユネスコ、OECD等)においても「インクルーシブ教育」への慎重な移行とその実現の必要性が示されている。本研究では、障害者権利条約の批准過程について、欧米及びオセアニアの各国中心に、各国の教育制度、特に一般教育制度の発展段階の多様性を反映した「インクルーシブ教育」の多様な理解の類型を検討するとともに、各国の「インクルーシブ教育」への移行とその到達点を分析し、わが国の対応への示唆を得るものとする。

### 3. 研究の方法

本研究の内容・方法は、以下の2点に重点をおいている。

第一に、障害者権利条約教育条項の成立過程の分析を行い、さらに、その内容の特徴を分析する課題を中軸におく。分析の素材としては、OECD、UNESCO等の国際機関の調査、障害者権利条約特別委員会議事概要などを分析し、議論の背景と特徴を明らかにする。また、国際的なNGOの委員会での対応や提案なども、成立過程において影響を及ぼしたものであることに鑑み分析の素材としていく。

第二に、教育条項の解釈と現実化に関する特徴ある国々における障害のある人々への教育システム、とりわけ、「インクルーシブ教育」の分析を行う。その際、「インクルーシブ教育」への移行について特徴あると考えられる国を対象とする。

以上の二つの分析を総合して、障害者権利条約教育条項の背景、内容、意義についてまとめた上で、教育システム、カリキュラム、「合理的配慮」などの諸点から各国におけるその到達点と国内的な課題を示し、わが国への示唆を得るという手法を採るものとする。

### 4. 研究成果

インクルーシブ教育の発展という観点から、英語圏域のアメリカ、イギリス、オーストラリアについて詳細に検討した結果、以下のような特徴が捉えられた。

アメリカは、障害者権利条約を批准してはいないが、障害のあるアメリカ人法の下で、インクルージョンの多様な形態を教育条件の整備をともなって実施しており、また、高等教育等においては「合理的配慮」と同時に、「自己権利擁護」への支援が特徴として捉えられた。イギリスは、障害者差別禁止法のもとで特別ニーズ教育を進展させてきたが、2009年に障害者権利条約を批准したが、一般教育システムに特別教育を含むと解釈し、特別学校の位置づけをおこなっている点が特徴であった。オーストラリアも、イギリス同様障害者差別禁止法を制定していたが、障害者権利条約の批准にあたって、障害者差別禁止法を改定するとともに、2005年に「教育に関する障害基準」を制定し、「合理的調整(reasonable adjustment)」をインクルーシブ教育の中で具体化していた。

英語圏域以外のヨーロッパなどにおいても障害者権利条約の批准は進んでいるが、たとえば、オランダ・ベルギーなどは特別学校への在籍率が多くあり、インクルーシブ教育のもとでの特別学校の位置づけなど注目すべき状況があることが明らかになった。そのさらなる検討が必要である。また、日本での権利条約批准の視点として、差別の禁止の

観点から学校教育における「合理的配慮」の具体化、特別ニーズ教育の実践などが重要視されよう。本研究においても、日本における特別支援教育の進展の現状を把握したが、障害者権利条約の「非差別」の理解との関係で、特別学校や特別教育のシステムをどのように位置づけるのかという課題が残された。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計8件)

①玉村公二彦、国連・障害者権利条約とユニバーサルデザイン社会、ユニバーサルデザイン、査読無、28、2008、19-21

②玉村公二彦、国連・障害者権利条約の発効と障害者施策の改善、そだちと臨床、査読無、5、2008、50-53

③玉村公二彦、障害のある人の権利条約の意義と批准に向けた課題、人権と部落問題、査読、793号、2009、44-51

④片岡美華、玉村公二彦、高等教育における発達障害学生への導入・初年次教育—LD・ADHDに特化したランドマーク・カレッジの場合—、奈良教育大学紀要(人文・社会科学)、査読有、2009、58(1)、57-67

⑤小山ありさ、玉村公二彦、高等教育における発達障害学生の支援—関西5府県における「発達障害学生支援に関する調査」を中心として—、奈良教育大学紀要(人文・社会科学)、査読有、2009、58(1)、69-78

⑥玉村公二彦、障害者権利条約における「差別の禁止」と法制度整備の課題”、リハビリテーション研究、査読無、142、2010、8-13

今西満子、小山ありさ、玉村公二彦、LD通級指導対象児の適応・指導効果・予後に影響を及ぼす要因に関する検討—WISC-IIIプロフィールと環境的要因の視点から—、奈良教育大学教育実践総合センター研究紀要、査読有、20号、2011、145-157

⑦長谷川かおり、丸尾晶子、木村公美、玉村公二彦他、特別な配慮を必要とする幼児の教育的支援(その3)—集団活動場面で自己調整的な行動の困難がめだつ幼児への支援—、奈良教育大学教育実践総合センター研究紀要査読有、20号、2011、259-266

⑧芳倉優富子、玉村公二彦、奈良県におけるLD通級指導教室の役割と指導の展開—A市におけるLD通級指導教室を事例として—、奈良教育大学教育実践総合センター研究紀要、査読有、20号、2011、273-279

〔学会発表〕(計3件)

①玉村公二彦、国連・障害者権利条約の批准と教育条項の理解—イギリスにおける批准の

課題を中心として、日本特殊教育学会、2009年9月20日、宇都宮大学

②玉村公二彦、国連・障害者権利条約の批准と教育条項における「合理的配慮」－オーストラリアにおける障害者権利条約の批准と「教育のための障害基準」－、日本特殊教育学会、2010年9月19日、長崎大学

③玉村公二彦、国連・障害者権利条約の批准と教育上の課題－第24条教育条項を中心として、日本特別ニーズ教育学会（招待講演）、2009年11月7日、岡山大学

〔図書〕（計3件）

①玉村公二彦、中村尚子、障害者権利条約と教育、全国障害者問題研究会出版部、2008、全79頁

②白石正久・白石恵理子、教育と保育のための発達診断、全国障害者問題研究会出版部、2009、全270頁（玉村公二彦、子ども・障害のある人たちの権利と発達保障－国際的合意としての「発達への権利」の実現と発達診断－、11-31）

③松井亮輔、川島聡、概説障害者権利条約、法律文化社、2010、全373頁（玉村公二彦、差別の禁止、63-77）

〔その他〕

ホームページ等

<http://mailsrv.nara-edu.ac.jp/~tamamura/kenri/handbook.htm>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

玉村 公二彦 (TAMAMURA KUNIHICO)

奈良教育大学・教育学部・教授

研究者番号：00207234